（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　つのだひでおこうえんかい

1 政治団体の名称　角田秀穂後援会

2 主たる事務所の所在地　千葉県船橋市湊町1-7-4

3 代表者の氏名　(姓) 角田　(名) 秀穂

4 会計責任者の氏名　(姓) 鈴木　(名) 隆

事務担当者の氏名　(姓) 鈴木　(名) 隆

(電話) 03-3508-7052

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) 角田　(名) 秀穂

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等	(姓) 角田　(名) 秀穂
公職の種類等（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名等（２人目）	(姓)　(名)
公職の種類等（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名等（３人目）	(姓)　(名)
公職の種類等（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

千葉県選挙管理委員会 -8.3.12 受付

受付 8.4.30 収支公開室 第　号

103710

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	5,460,720
（前年からの繰越額）	1,729,426
（本年の収入額）	3,731,294
支　出　総　額	1,766,220
翌年への繰越額	3,694,500

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	350,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	3,380,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3,730,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	3,730,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	１件10万円未満のもの	1,294	
	合　　計	1,294	

（その７）

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1. 個人	
	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	角田秀穂	350,000	R7/12/22	千葉県船橋市芝山5-50-6		衆議院議員	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	350,000					
	その他の寄附	0					
	合計	350,000					

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	公明党衆議院比例区南関東第2総支部	500,000	R7/9/26	千葉県船橋市湊町1-7-4　湊町金子店舗B	角田秀穂	
2	公明党衆議院比例区南関東第2総支部	500,000	R7/10/2	千葉県船橋市湊町1-7-4　湊町金子店舗B	角田秀穂	
3	公明党衆議院比例区南関東第2総支部	2,000,000	R7/12/17	千葉県船橋市湊町1-7-4　湊町金子店舗B	角田秀穂	
4	公明党衆議院比例区南関東第2総支部	380,000	R7/12/26	千葉県船橋市湊町1-7-4　湊町金子店舗B	角田秀穂	事務所の無償提供
5	(小計)	3,380,000				
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,380,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
16						
	この頁の小計	0				
	その他の寄附	0				
	合　　計	3,380,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	70,370	0	
(4) 事務所費	807,952	0	
小計	878,322	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	386,808	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,730	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	4,730	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	116,360	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	380,000	0	
小計	887,898	0	
合計	1,766,220		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ファンベスト一式代	20,503	R7/7/9	ワークマン　習志野実籾店	千葉県習志野市実籾2-15-43	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	20,503				
	その他の支出	49,867				
	合計	70,370				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ネクスタサービス利用料	33,000	R7/1/27	東日印刷株式会社	東京都江東区越中島2-1-30	名刺管理サービス利用料
2	事務用品代	27,734	R7/1/31	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
3	封筒印刷代	28,050	R7/2/25	大槻デザイニング株式会社	東京都中央区湊1-8-13-1F	
4	事務用品代	12,112	R7/4/30	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
5	事務用品代	14,644	R7/5/30	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
6	収支報告書監査費用	126,102	R7/7/4	山越伸二	東京都国分寺市北町1-18-16-104	
7	名刺代	15,290	R7/7/23	大槻デザイニング株式会社	東京都中央区湊1-8-13-1F	
8	名刺代	23,100	R7/9/10	大槻デザイニング株式会社	東京都中央区湊1-8-13-1F	
9	事務用品代	10,967	R7/10/31	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
10	事務用品代	14,800	R7/11/28	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
11	所得税	14,339	R7/12/16	船橋税務署	千葉県船橋市東船橋5-7-7	
12	NHK受信料	21,765	R7/12/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
13	事務用品代	10,353	R7/12/30	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
14	新聞代	10,220	R7/2/20	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
15	新聞代	10,220	R7/4/21	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
	この頁の小計	372,696				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	新聞代	10,220	R7/6/20	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
17	新聞代	10,220	R7/8/20	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
18	新聞代	10,220	R7/10/20	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
19	新聞代	10,220	R7/12/22	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
20						
	この頁の小計	40,880				
	その他の支出	394,376				
	合計	807,952				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 、	
					組織活動費、	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	宿泊代	10,500	R7/1/12	リッチモンドホテル姫路	兵庫県姫路市南畝町2-7	
2	JR乗車券代	22,420	R7/2/3	株式会社JTB　国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階	
3	レンタカー代	15,690	R7/2/5	株式会社トヨタレンタリース仙台	宮城県仙台市宮城野区苦竹2-8-1	
4	航空券代	113,220	R7/2/25	株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイスタワー24F	
5	航空券代	44,140	R7/3/10	株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイスタワー24F	
6	航空券代	56,685	R7/3/18	株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイスタワー24F	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	262,655				
	その他の支出	19,153				
	合計	281,808				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	滝田敏幸県議会議長就任祝賀会会券代	20,000	R7/1/27	自由民主党千葉県印西市第一支部	千葉県印西市木下1521-125	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	20,000				
	その他の支出	85,000				
	合計	105,000				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	4,730				
	合計	4,730				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					調査研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	月刊公明代	37,680	R7/1/27	公明出版サービス	東京都新宿区南元町17	
2	月刊公明代	37,680	R7/6/19	公明出版サービス	東京都新宿区南元町17	
3	月刊公明代	37,680	R7/12/22	公明出版サービス	東京都新宿区南元町17	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	113,040				
	その他の支出	3,320				
	合計	116,360				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					その他の支出	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	金銭以外のものによる寄付相当分	380,000	R7/12/26	公明党衆議院比例区南関東第2総支部	千葉県船橋市湊町1-7-4湊町金子店舗B	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	380,000				
	その他の支出	0				
	合計	380,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　1月　16日

政治団体の名称　角田秀穂後援会

会計責任者の氏名　鈴木　　隆

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年１月１６日

角田秀穂後援会
　代表　角田　秀穂　殿

登録政治資金監査人　山越 伸二

登　録　番　号　第　１２６２　号
研修修了年月日　平成２１年４月２１日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、角田秀穂後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、角田秀穂後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

角田秀穂後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、角田秀穂後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上